

現代女性の結婚式に対する意識と実態

研究開発部 下開 千春

目次

1. 研究の目的	5
2. 今日の結婚式をめぐる状況	5
3. 現代女性の結婚と結婚式に対する意識と実態	11
4. 考察と結論	21

要旨

婚姻届の提出とともに、結婚式は、結婚における社会的承認の場としてその社会的機能を果たしてきた。しかしながら今日においては、結婚式や結婚にまつわる慣習の変化が著しい。一方、婚姻届を提出しない「事実婚」に対しても、若い世代で抵抗感が少なくなっており、社会的承認に対する人々の意識に変化が見受けられる。そこで本稿では、現代女性に対するアンケート調査を通じて、現代の結婚における社会的承認の意識と実態について、結婚式を中心に明らかにすることを目的とした。

過去10年間に於いて、結納は両家の顔合わせに、披露宴はパーティーに取って代われ、仲人を立てる割合も半減するなど、結婚における慣習の実態は大きく変化している。その背景としては、費用負担金額の低下や、それに伴って負担者が親から結婚する2人に変化してきたことがみられた。未婚女性の意識からも、近い将来も結婚の慣習面は変化していくことが予測される。

結婚式においては、親の意向や親族との関係、両家の契約の場として重視する意識は低下傾向にある。一方で、結婚する2人の意向はますます重視されてきており、それが結婚式の多様化として表面化してきている。

現代女性のうち、結婚式を挙げない「式なし婚」に共感する割合は7割以上と高い。その理由としては、「人の自由だから」「経済的負担が大きい」があげられた。

事実婚については、“共感しないが、他人がするのはかまわない”という意識を持つ女性が最も多い。自らの選択としては事実婚を受け入れられなくても、価値観の多様化を認める傾向は広まっている。

現代女性の意識からみる限り、婚姻届の提出は結婚における社会的承認の重要な役割を失ってはいない。しかし、結婚式は社会的承認として必ずしも必要なものとはされなくなっている。

キーワード：現代女性、結婚式、式なし婚

1. 研究の目的

日本において結婚式は法的に必要なものではなく、社会制度としての結婚との間に相互関連性はない。では、なぜ結婚式がこれまで社会において重要視されてきたのか。その理由は、結婚式が持つ文化的または社会的機能に重要性がおかれてきたからであった。しかし、近年結婚式の実態や結婚式に対する人々の意識が変化しつつあるといわれている。

結婚式の変化は個人の自由な選択の結果であり、慣習の変化に過ぎないと結論付けてしまうことは容易である。しかし、これまで結婚式は結婚における社会的承認の場として重要な一部と認識されており、その実態の変化は結婚における社会的承認が変化した現れと考えられる。ところが、結婚における社会的承認を切り口とした結婚式に関する意識や実態の調査は見受けられない。

そこで本稿では、結婚における社会的承認としての結婚式について明らかにすることを目的とした。まず、結婚式をめぐる社会状況の変化や歴史的背景を整理する。そして結婚や結婚式について身近に感じ、関心も高いと思われる20～34歳の女性を対象にしたアンケート調査に基づいて、結婚における社会的承認の実態を結婚式にまつわる慣習の実態と意識を中心に考察する。

2. 今日の結婚式をめぐる状況

(1) 結婚における社会的承認

< 社会的承認としての法と慣習 >

結婚における社会的承認は、法による承認(婚姻届の提出)と慣習による承認(結婚式などの実施)の二本立てとされてきている(森岡・望月2000)。しかし、婚姻届の提出が法的に定められたのは明治以降であり、明治以前は慣習による承認のみが結婚における社会的承認の役割を担っていた。

結婚式は、古くは平安中期から貴族の間で行われ、庶民層に一般化したのは鎌倉時代以降であった(関口ほか1998)。江戸時代には、武家では政略的意図に基づいた結婚を大々的に披露するものとして、町人層では近隣の者に披露して承認させるものとして結婚式はその社会的機能を果たしていた(森下1992)。

時を経て、明治時代には、民法によって婚姻届の提出が結婚における社会的承認の必要条件となった。しかし、結婚式はその後も結婚における社会的承認において重要な位置を占めてきた。

ちなみに、結婚における社会的承認のあり方はそれぞれの国の社会事情によって異なる。例えばヨーロッパ各国には、役場に設けられた公営の結婚式場で法律上の結婚式を挙げ、身分登録官の面前で結婚登録用紙に署名して、相互に対等な立場で「夫婦という身分を国家に登録する」制度が存在する。そこでは、挙式と登録は一体化しており、二人の結婚に対する意思の宣誓と法律に基づく宣誓が同時に行われることで初めて結婚が成り立つ(星野1989)。

また台湾では、「儀式を行うこと」が結婚の条件として民法上の規定となっている。入籍の手続きを前提として、必ず公的な披露もしなければならない。単に入籍するだけでは結婚という事実は認められず、親族のほか、友人を含め、第三者の公証が必要とされている。このように、日本では法による承認と慣習による承認は分離しているが、ヨーロッパ各国や台湾では法による承認に内在または並立されている場合もみられる。

戦後、民法の規定^{*}に基づいた婚姻届の提出と結婚式が社会的承認の2本柱となってきた日本であるが、今日において社会的承認のあり方が再び変化してきている。

これまでのように、婚姻届の提出と結婚式を挙げる結婚の形を「一般的な結婚」と称すると、婚姻届は提出するが結婚式を挙げない形は「式なし婚」、婚姻届を提出せず結婚式も挙げない、つまり結婚における社会的承認を必要としない形は「事実婚」、婚姻届を提出せず結婚式を挙げる形を「内縁」とよぶことができる。これらの分類は図

表1のようになる(森岡・望月 2000)。一般的な結婚が結婚における社会的承認のあり方として社会一般に認められてきた戦後にも、式なし婚や事実婚は存在した。しかし近年になって、以下にみられる結婚式の様相や、結婚観、生活価値観の変化などによって、式なし婚や事実婚も社会的承認のひとつとして認知される方向にある。そこで、次に、近年の結婚式の変化と事実婚に対する意識についてみてみたい。

<結婚式の変化>

明治以降も結婚における社会的承認の重要な役割を担ってきた結婚式はその形式を変化させてきている。昭和前期の結婚式は、農業が主流だった時代背景を受けて地縁関係に基づいたものであった。当時は結婚式場などはなく、地域の人々による挙式と宴が執り行われ、1日のうちに嫁と婿の両方の家で、婚儀を行うことを原則としていた。昭和後期には、両家で行う手順を省略して1カ所ですませる方法が普及した(宮田 1999)。1970年代以降からは、

図表1 結婚における社会的承認

	結婚における社会的承認	
	法による承認 (婚姻届)	慣習による承認 (結婚式など)
一般的な結婚		
式なし婚		
事実婚(同棲)		
内縁*		

資料:森岡・望月『新しい家族社会学』(2000)を参考に作成

*本稿では婚姻届の提出がないという観点から、内縁を事実婚に含めて考えることとした。

今日のような結納（または結納式、以下結納）挙式、披露宴という形をとるようになった。同時に、仲人^{*2}も、見合い結婚か恋愛結婚かにかかわらず、結婚までの過程や披露宴において欠かせないものとされてきた。

しかし、1980年代に入り、海外挙式やレストランでの結婚式など、結婚式の形態が多様化してきた。挙式や披露宴だけでなく、結納や仲人の実態においても多様化がみられている。全国の式場で式を挙げたカップルを対象にしたBicブライダルの調査によれば、1990年代の10年間に結納の実施は半減し、仲人を立てた割合も約4分の1に低下している（図表2）。

形態の変化とともに、結婚式の費用も1992年以降は横ばいに近い低下傾向にある。ちなみに、Bicブライダルの1999年調査によれば、婚約費用（結納^{*3}にまつわる支出）として平均106.4万円、結婚式（挙式・披露宴）費用は同252.9万円となっている^{*4}。経済不況を受けて費用の低下は自然な傾向と考えられる。しかし、結納や仲人とい

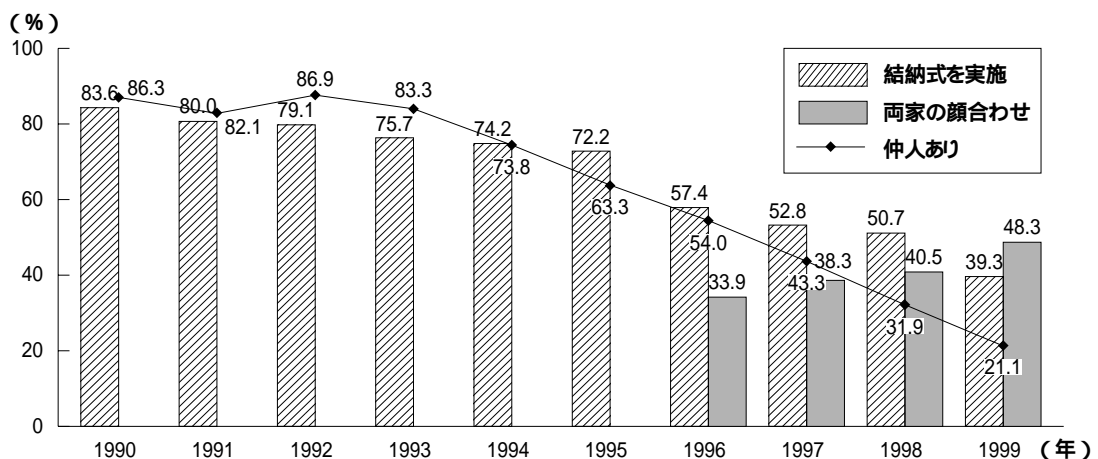
った慣習の喪失は、予算削減の意図を超えて、大きく変化してきている。

< 事実婚への社会的意識 >

事実婚というのは、言葉のとおり、現実的には結婚した夫婦と同然の暮らしをしているが婚姻届は出していない、つまり法的に認められた夫婦ではない状態を指す。そのため、婚姻数としてカウントされることはなく、データで示すことは困難である^{*5}。

夫婦間では、正式婚姻夫婦も事実婚も、税務署や裁判所では住民票などによって一緒に住んでいることが証明されれば、保険や労働関係においては同じに扱われることになっている。しかし、子どもに関しては、嫡出子と非嫡出子では法的な区別が残っている。1974年の親族法改正の際には、嫡出子と非嫡出子の区別を廃止する提案が法務省民事局において行われたことがあったが、最終的には採択されなかった。その一因は、非嫡出子への人々の強い抵抗感であった。経済企画庁による事実婚（内縁を含む）に関する1993年調査の結果

図表2 結納の実施率と仲人を立てた割合の推移



注1:「結納式」は本稿では「結納」と表記
 注2:「両家の顔合わせ」については1995年以前調査なし
 資料:Bicブライダル『BB白書』(2000)

をみてみても、抵抗感がある(「抵抗感がおおいにある」と「抵抗感が少しある」の合計)との答えが全体で66%と高い割合を占めている(図表3)。しかし、世代間の違いがみられ、60歳以上では受け入れる人の割合は2割程度と低く、「抵抗感がおおいにある」との回答は4割を超えているが、30代では4割以上が受け入れる傾向にあった(経済企画庁 1994)。調査対象地域が首都圏のみという限界はあるが、自分自身で事実婚を選択するかは別として、若い世代では事実婚への抵抗感が低い傾向がみられる。

(2)結婚観や生活価値観の変化

次に、結婚観と生活価値観のこれまでの変化をみてみたい。

多数実施されている結婚観の調査のうち、国立社会保障・人口問題研究所の調査結果をみてみたい。本稿で調査対象として

いる現代女性に加えて、未婚男性の結果を示したものが図表4である。「結婚したら、子どもは持つべきだ」に未婚男女と既婚女性ともに7割以上が賛成し、「一緒に暮らすなら結婚すべき」においても6~7割が賛成しており、従来からの家族形成は支持されている(国立社会保障・人口問題研究所 1999)。しかし、「生涯独身は望ましくない」と考える女性は、未婚女性・既婚女性ともに約半数にとどまり、生涯独身に対する否定的態度は弱まってきている。

さらに図表には示していないが、5年前の1992年調査の結果と比較すると、「一緒に暮らすなら結婚すべき」と「夫は仕事、妻は家庭」に対する否定的意見が増加している(前者に反対は未婚男性で約8%増、未婚女性で約12%増、後者に反対は未婚男性で約15%増、未婚女性で約18%増)。伝統的な家族形成意識は全体的には支持さ

図表3 新しい結婚への意識:「法律上の手続きを踏まない結婚」

		抵抗感が 全くない	抵抗感が あまりない	抵抗感が 少しある	抵抗感が おおいにある	無回答
総数(n=1850)		10.5	22.9	38.7	27.5	0.4
男性(n=885)		11.1	20.6	38.3	29.4	0.7
女性(n=965)		10.1	25.1	39.1	25.7	0.1
年齢別	20~29歳(n=373)	12.9	26.5	39.1	21.2	0.3
	30~39歳(n=350)	13.4	31.4	40.3	14.9	-
	40~49歳(n=423)	10.9	24.1	40.2	24.8	-
	50~59歳(n=364)	8.5	18.1	39.6	33.2	0.5
	60歳以上(n=340)	6.8	13.8	33.8	44.4	1.2

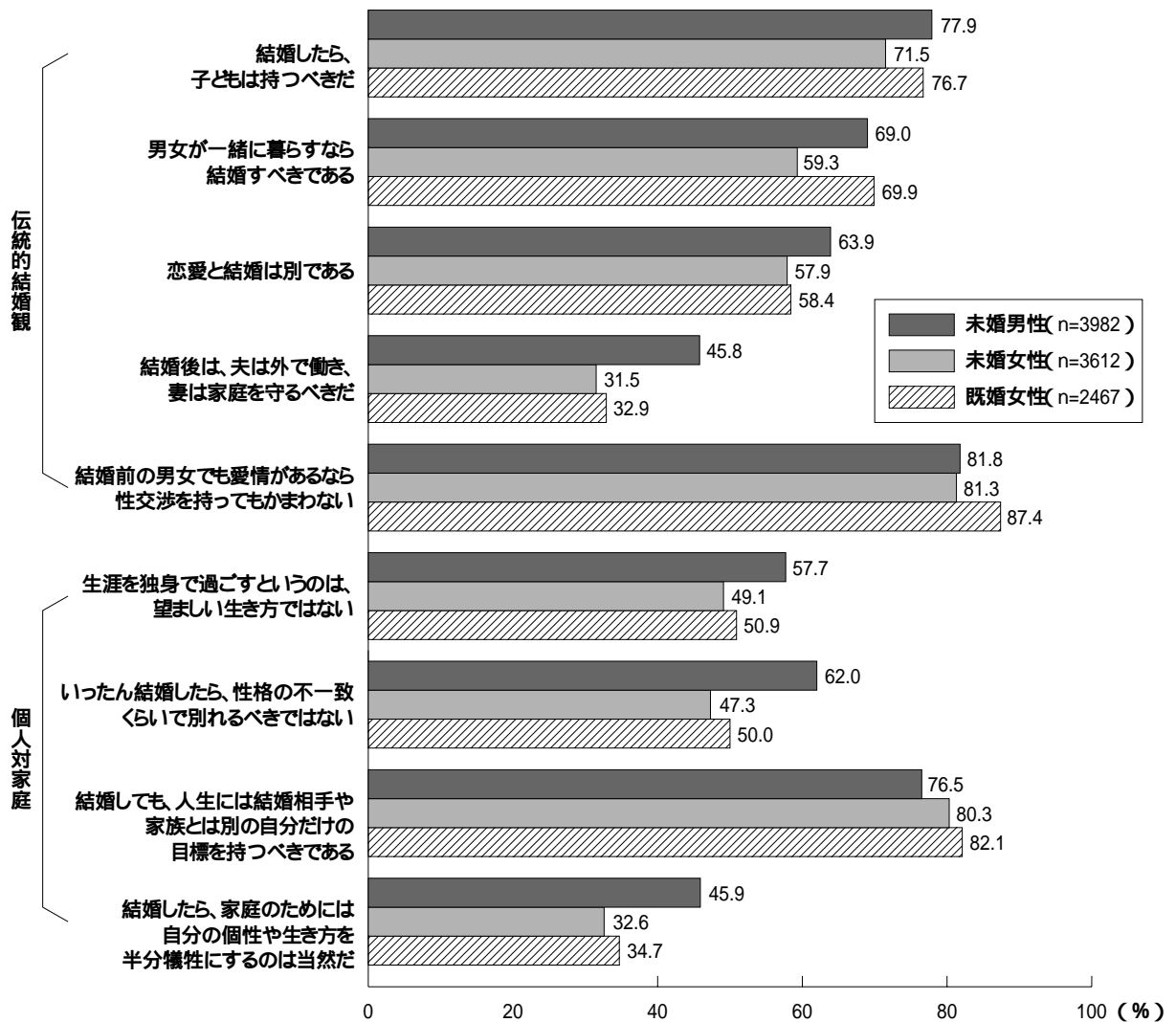
注:調査期間1993年11月、首都圏30km圏内に居住する満20歳以上の男女対象。
無作為抽出法による留置法で実施。回答者数1850人(回収率71.2%)
資料:経済企画庁国民生活局編『家庭と社会に関する意識と実態調査報告書』(1994)

れているが、伝統的結婚観に対しては否定的態度を示す人が増加し、夫婦や家庭よりも個人を重視する結婚観を受け入れる傾向が強まっている。同様の傾向は既婚女性の結果からもみられる。このように、現代女性における結婚観は、全般的に多様化を受け入れる方向にある。

結婚観の多様化が社会的関心をよんでい

る背景には、今日の未婚化(または晩婚化)の問題がある。1980年以降の未婚率の変化の特徴は、女性の25~29歳と男性の30~34歳で増加していることにある(総務庁統計局 1997)。1995年の未婚率は、女性25~29歳で48.0%、男性30~34歳では37.3%に達した。しかしながら、実際には多くの男女は結婚を希望している(湯沢 1994)。

図表4 結婚・家族に関する未婚男女の考え方:賛成の割合



注1:調査は1997年6月に実施。対象は18~34歳の未婚男女で、男性3982人、女性3612人。既婚女性は、第11回出生動向調査の「夫婦調査」(国立社会保障・人口問題研究所1998)より、35歳未満の妻(初婚夫婦)2467人が対象。
 注2:「賛成」は「まったく賛成」「どちらかといえば賛成」を合計した回答割合。「反対」についても同様。
 資料:国立社会保障・人口問題研究所『平成9年日本人の結婚と出産』(1998) 同『平成9年 独身青年層の結婚観と子ども観』(1999)

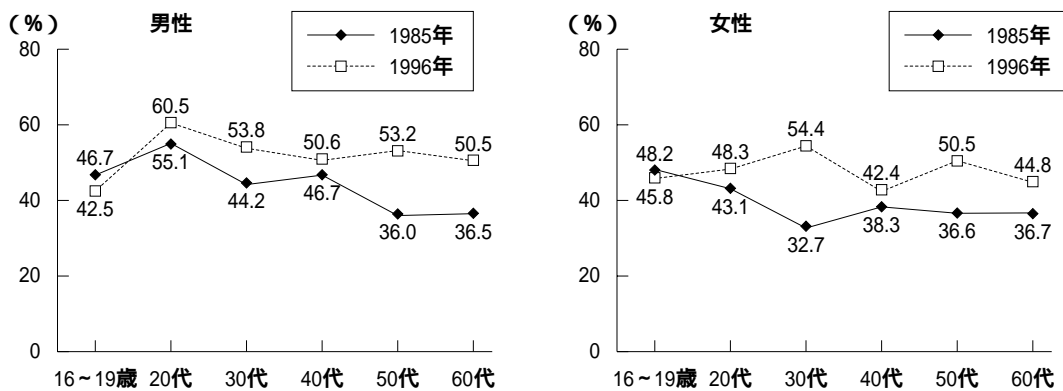
では、なぜ未婚であり続けるのかについては様々な議論があるが、社会全体の結婚観の多様化や結婚年齢規範の弱化によって結婚への束縛が緩んだことがその大きな要因のひとつとしてあげられている(廣嶋1995、厚生省1998)。

そして、生活価値観も社会全体で変化してきている。生活価値観の中でも、周囲との協調や伝統的価値観についてみてみた。生命保険文化センターの1985年と1996年の調査^{*6}結果の推移から、個人が主体的に判

断・行動しようとする自分志向は支持される割合が高まり、個人の価値判断基準をもとに判断・行動する傾向は一層強まっていることがうかがえる。また、集団の一員としての責任と自覚を持つ集団重視志向は低くなってきている(生命保険文化センター1997)。

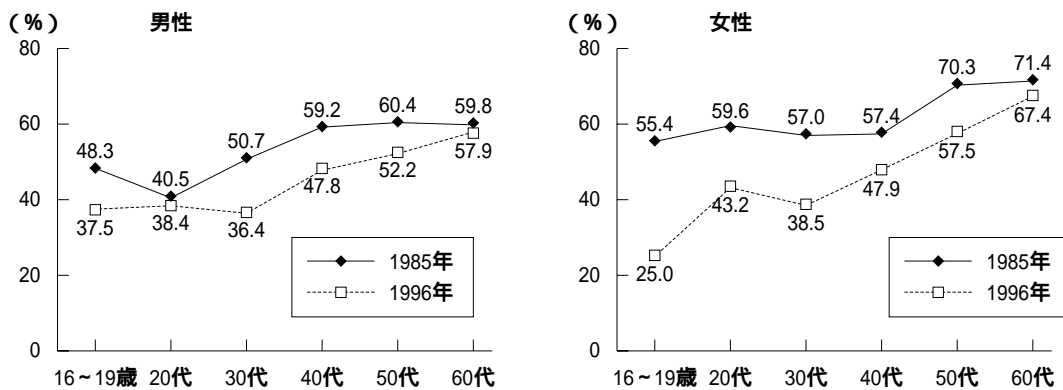
「何かをするときには、これまでの慣習にとらわれずに決めたい」という考えについては、男女ともに増加している(図表5-1)。また、「自分の考えを主張するより、他の人と

図表5-1 「何かをするときには、これまでの慣習にとらわれずに決めたい」と思う割合の変化



注:「まったくそう思う」と「そう思う」の合計
資料:生命保険文化センター『日本人の生活価値観』(1987,1997)

図表5-2 「自分の考えを主張するより、他の人との和を尊重したい」と思う割合の変化



注、資料:図表5-1に同じ

の和を尊重したい」という考え方についても、集団での和を重視する意識はすべての年齢層で弱まっており、特に女性で顕著である(図表5-2)。結婚観においては、結婚しても個人の生き方を重視する傾向が強まったように、生活全般にわたる生活価値観においても、家族や地域社会といった集団を重視しない傾向が強まっていることがうかがえる。

これまで、結婚における社会的承認の変化や結婚観、生活価値観についてその変化をみてきた。ここで、法による承認と慣習による承認を結婚における社会的承認の2つの柱としてみた結婚実態の推移をイメージとして示したものが図表6である。

例えば、婚姻届と結婚式による承認を民法で規定している台湾は、図表6の右上に位置する。日本では、婚姻届の提出が民法で規定される明治前は、慣習による承認の存在が結婚における社会的承認の役割を担ってきた。婚姻届の提出として法による承認が民法で規定された明治以降は、慣習による承認との並立で社会的承認が行われてきた。図表6でいうと、左上から右上

の位置へ移動してきた。その後、これまでみてきたような結婚式の変化や結婚観・生活価値観を総合的に判断すると、慣習による承認に縛られない方向に現代は推移してきているのではないかと考えられる。本稿ではこうした仮説のもと、当研究所で行ったアンケート調査の結果をみていく。

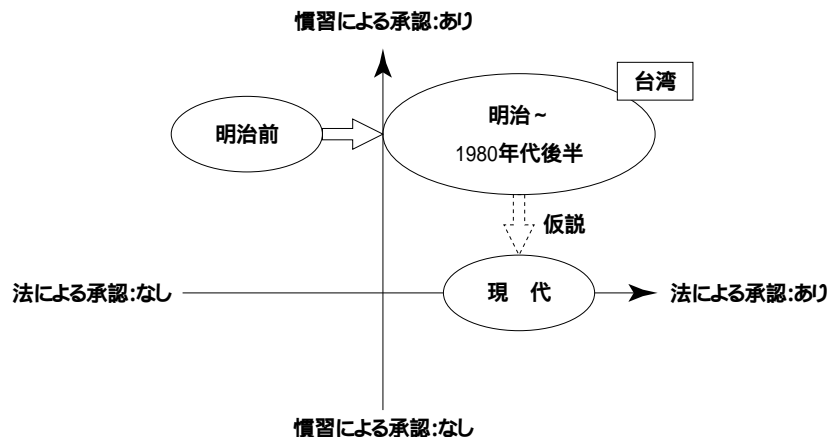
3. 現代女性の結婚と結婚式に対する意識と実態

(1) アンケート調査の概要

本調査の調査概要は次のとおりである。

調査地域:	全国
調査対象:	20歳から34歳までの未婚・既婚女性
サンプル数:	594名
サンプル抽出法:	ライフデザイン研究所のモニター
調査方法:	郵送調査法
実施期間:	2000年11月
回収数(率):	554名(93.3%)
有効回答数(率):	550名(92.6%)

図表6 結婚における社会的承認:イメージ図(仮説)



本調査の回答者の基本属性は次のようになった。

回答者の未既婚別と年齢

未既婚別	20～24歳	25～29歳	30～34歳	合計
未婚女性	162 (70.1%)	49 (21.2%)	20 (8.7%)	231 (100.0%)
既婚女性	12 (3.8%)	127 (39.8%)	180 (56.4%)	319 (100.0%)
合計	174 (31.6%)	176 (32.0%)	200 (36.4%)	550 (100.0%)

回答者の未既婚別就業状況

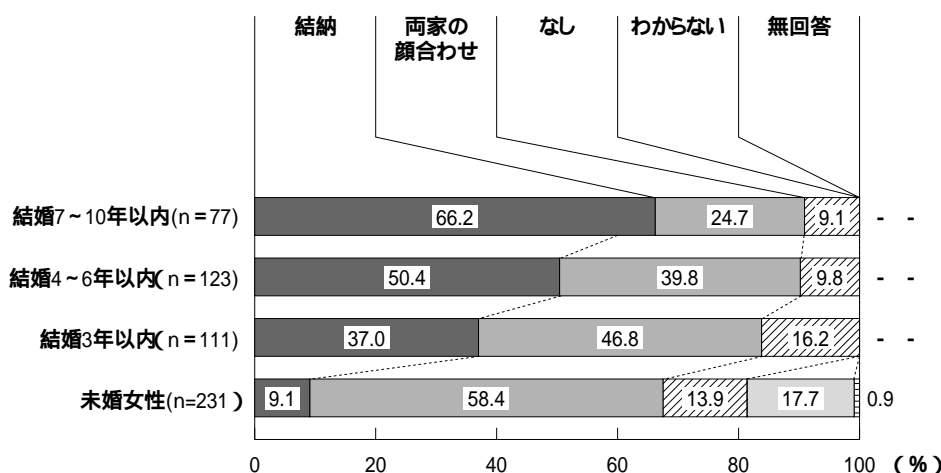
未既婚別	正規の社員・ 従業員 (公務員も含む)	自営・ 自由業 (家族従業 員も含む)	派遣・ 契約社員・ アルバイト・ パート	学生 (専門学校生、 予備校生を 含む)	無職	その他	合計
未婚女性	66 (28.6%)	2 (0.9%)	52 (22.5%)	98 (42.4%)	11 (4.8%)	2 (0.9%)	231 (100%)
既婚女性	30 (9.4%)	8 (2.5%)	89 (27.9%)	0 (-)	188 (58.9%)	4 (1.3%)	319 (100%)
合計	96 (17.5%)	10 (1.8%)	141 (25.6%)	98 (17.8%)	199 (36.2%)	6 (1.1%)	550 (100%)

(2) 慣習に対する意識と実態

まずは、結納や両家の顔合わせなどの実施の有無や結婚式の形態と仲人の有無について意識と実態をみていきたい。なお、過去からの推移をみるために、既婚女性は

結婚3年以内、4～6年以内、7～10年以内の3つに分類して分析を行った。平均結婚年齢は、結婚3年以内が26.3歳、4～6年以内が24.9歳、7～10年以内が23.6歳となった。実際のデータと比較すると、7～10年以内で

図表7 結婚年数と結納・両家の顔合わせの実施と意向



注: 既婚女性には実態、未婚女性には意識をたずねた

は平均結婚年齢が低いサンプルであるといえる(厚生省 2001)。

結納に対する意識と実態

結納および顔合わせの実施について、図表7に結婚年数ごとに示した。結納の実施は、結婚7～10年以内では約7割(66.2%)を占めたが、結婚4～6年以内では半数(50.4%)、結婚3年以内では約4割(37.0%)に減少していた。逆に、両家の顔合わせは、結婚7～10年以内では約4分の1(24.7%)であったが、結婚3年以内では約5割(46.8%)に増加している。加えて、結納も両家の顔合わせもともに実施しない割合は、結婚3年以内においてのほうが増える傾向にある。

一方、未婚女性の意識をみてみると、両家の顔合わせのみを希望する割合が約6割(58.4%)で最も多く、結納は1割以下(9.1%)にとどまった。

結婚式に対する意識と実態

既婚女性の結果から、結婚式の形式は“挙式・披露宴中心型”から、“挙式とパー

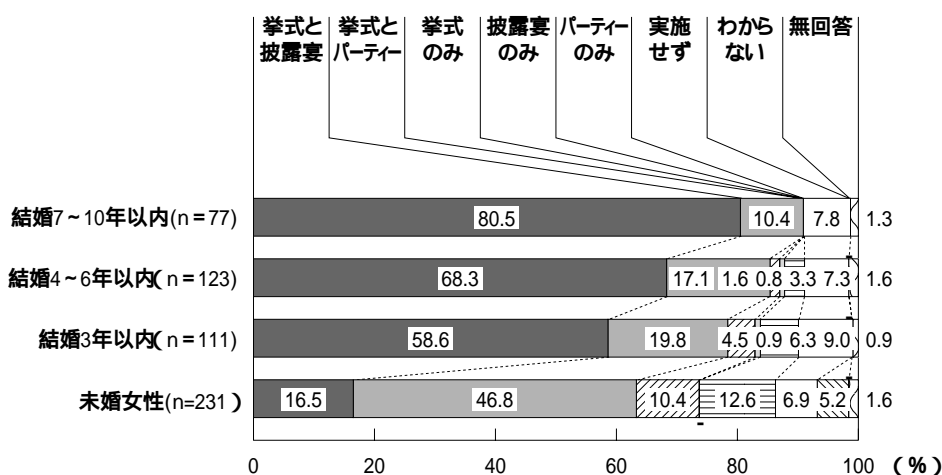
ティー”または“パーティーのみ”などへ多種多様化していることが示された(図表8)。未婚女性の希望をみてみると、「挙式とパーティー」が約半数(46.8%)で最も多く、「挙式と披露宴」は2割以下(16.5%)にとどまった。結納と同様に、形式やしきたりの多い挙式と披露宴を望む割合は低くなっていることが示された。

仲人に対する意識と実態

仲人の有無についての結果を図表9に示した。結婚7～10年以内では8割以上(83.1%)が仲人を立てたと答えたのに対し、結婚3年以内では4割以下(35.0%)に半減している。一方、仲人の有無について親に相談したかどうかについて調査したところ、「両方の親に相談」に若干の減少傾向がみられる。

図表には示していないがクロス分析を行った結果、結婚7～10年以内では、「両方の親に相談」(n=37)した場合には約9割(89.2%)が仲人を立て、「相談しなかった」(n=21)

図表8 結婚式の形式



注:図表7と同じ

場合でも約7割(66.7%)が仲人を立てている。一方、結婚3年以内では、「両方の親に相談」(n=43)した場合でも仲人を立てた割合は半数以下(46.5%)にとどまり、「相談しなかった」(n=35)場合には8割以上(85.7%)が仲人を立てていない。結婚7~10年以内では相談しなくても立てることが一般的であったのに対し、結婚3年以内では相談せずに立てないことが一般的になっている。

次に、仲人を立てた理由として多かったのは、「形式的に必要だったから」(41.9%)、「親の希望があったから」(37.2%)が約4割を占めた(図表10-1)。「仲人を頼めるような人であったから」(21.5%)や「結婚後もお世話になると思われたから」(20.9%)といった積極的な理由はそれぞれ約2割にとどまった。仲人を立てた場合には、形式や親の希望といった、外部からの要因があったことがうかがえる。一方、仲人を立てなかった理由としては、「形式にこだわらなくなったから」(72.5%)が約7割で最も多く、次いで「いろいろと面倒だったから」(45.0%)が約半数となっている(図表10-2)。

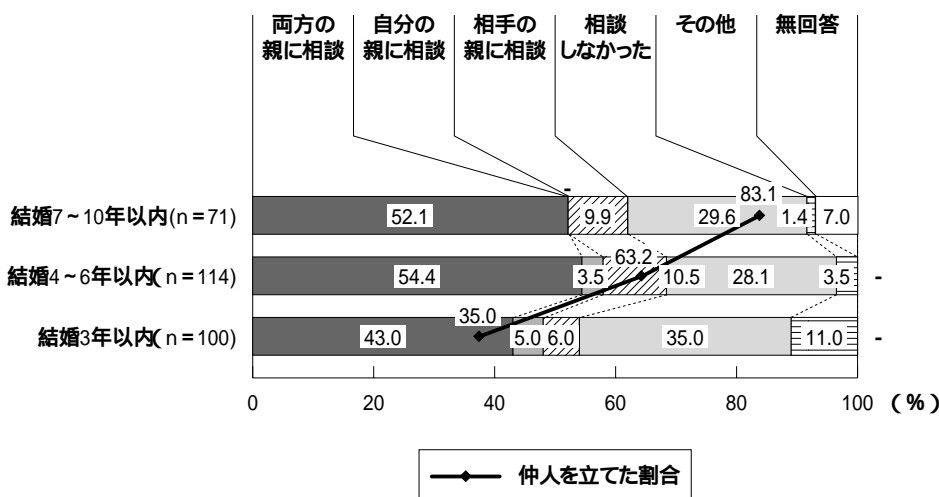
「2人が共通してお世話になった人がいなかったから」(19.2%)には約2割の回答がみられた。

一方、未婚女性の意識をみてみると、仲人を「立てたい」と答えた割合は2.5%にすぎず、「必要や状況に応じて」(40.3%)と「立てたくない」(40.3%)がともに約4割を占めた(図表11)。結果として仲人は立てないことを支持しながらも、親など周囲の意向も重視する意識がみられる。「立てたくない」の回答も同率であったことから、仲人についても結納に対する意識と同じく、積極的に慣習を守る傾向にあるとはいえない。

費用に対する意識と実態

結婚式の実施において最も大きな課題は結婚費用である。祝儀などを除いた実質負担金額は、図表12のようになった。結婚7~10年以内の女性では、「100~200万円未満」(32.5%)と「200~300万円未満」(31.0%)の負担であったと答えた割合がそれぞれ約3割で高く、「100万円未満」は1割未満(7.0%)にすぎない。しかし、結婚3年以内

図表9 仲人の有無と仲人に関する親への相談:既婚女性

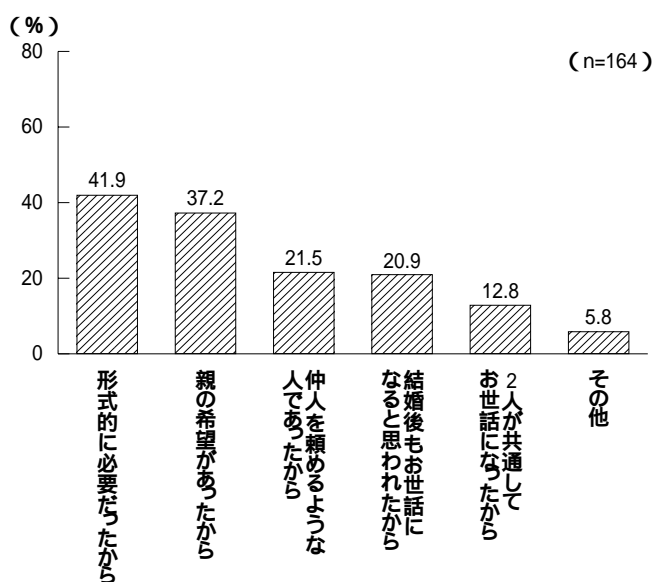


の女性では、「200～300万円未満」(26.0%)に次いで「100万円未満」が23.0%で2番目に多く、「100～200万円未満」は21.0%であった。

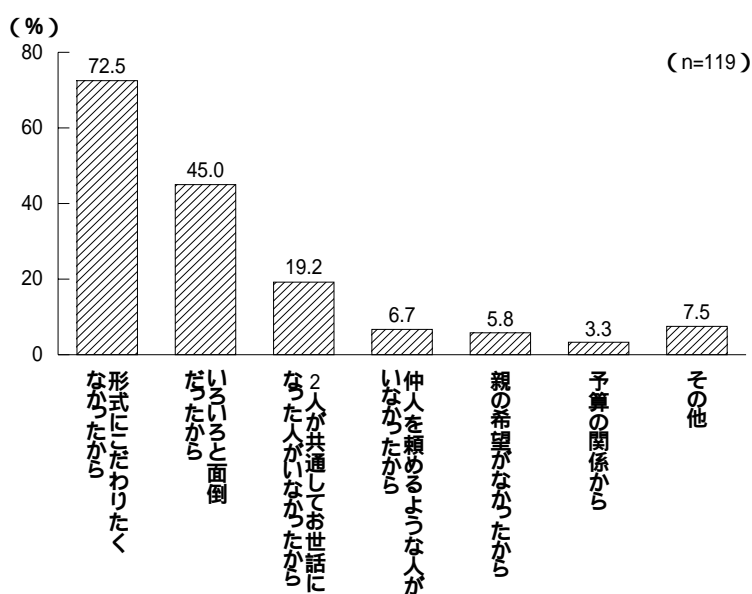
次に、実質負担金額の負担者について調査した結果を図表13に示した。結婚7～

10年以内の女性では「半分以上、親負担」が最も多く43.7%であったのに対し、結婚3年以内の女性では「ほとんど結婚する2人負担」が31.0%で最も多く、「半分以上、親負担」は26.0%に減少している。親の支払う割合が低下傾向にある。

図表10-1 仲人を立てた理由(複数回答)



図表10-2 仲人を立てなかった理由(複数回答)



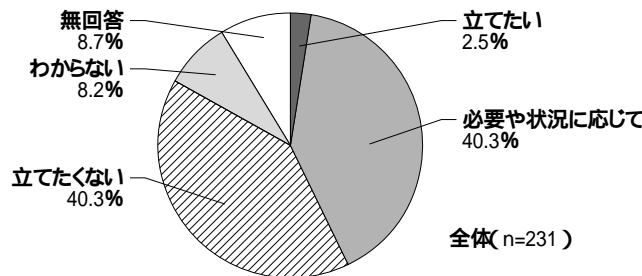
ここで、実質負担金額と負担者の関係を見てみると、両者には有意な差がみられる(図表14)。図表14から、負担金額が高くなるほど親負担が増加する傾向がみられる。実際、負担金額が最も低い「100万円未満」であった場合には、「ほとんど結婚する2人が負担」が約半数(45.5%)となっている。実質負担金額に応じて結婚する2人と親の負担割合が決定される、あるいは結婚する2人で負担する意識が高ければ結果として実質負担金額が低くなることがうかがえる^{*7}。

結婚式全般への意識

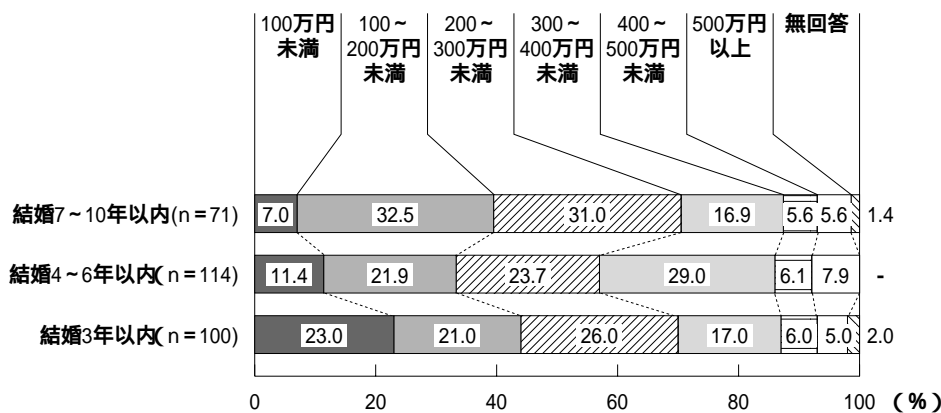
次に、結婚式全般に対する意識として、結婚式に際して何を重視する(した)かにつ

いてたずねた。結婚式にまつわる19項目のうち9項目について婚姻期間が短いと重視しなくなってきている傾向がみられた(図表15)。詳しく見てみると、「自分の親の意向」「相手の親の意向」「親族との円滑な関係」「両家の契約の場として」といった、親や親族、家に関する項目に低下がみられた。また、「結婚する2人の一生に一度の晴れの舞台・祝ってもらえる場として」「結婚する2人が結婚の認識を深める場またはケジメの場として」といった特別な場としての重要性や、「結婚する2人を互いの関係者に紹介する場として」「結婚する2人の関係者の顔合わせの場・交流の場として」「結婚する2人の職場関係の人による認知」といった2人の関係者同士のかかわり合いに対しても、重視

図表11 仲人を立てるか立てないか:未婚女性の意識



図表12 結婚式の実質負担金額



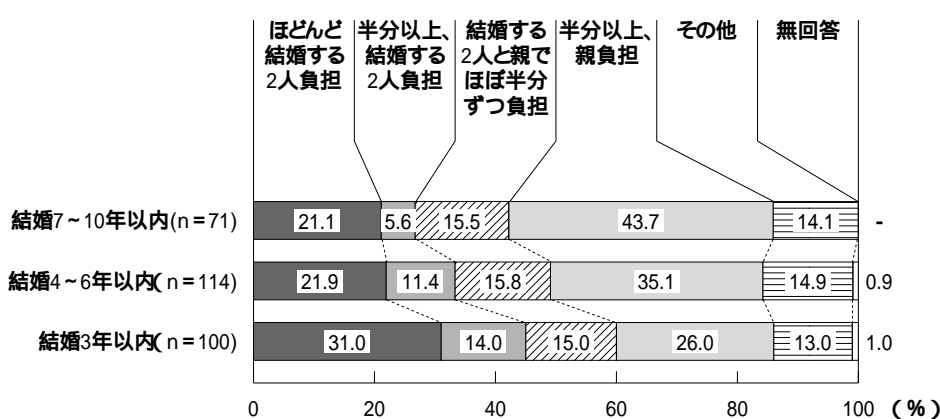
する意識に低下傾向がみられる。

一方、意識に大きな変化がみられなかった項目についてみてみると、「結婚する2人の家族・親族による認知」「友人・知人との円滑な関係」を重視する意識は未婚女性でも8割を超えており、変化していない。結婚式が家族や親族による認知の場であり、友

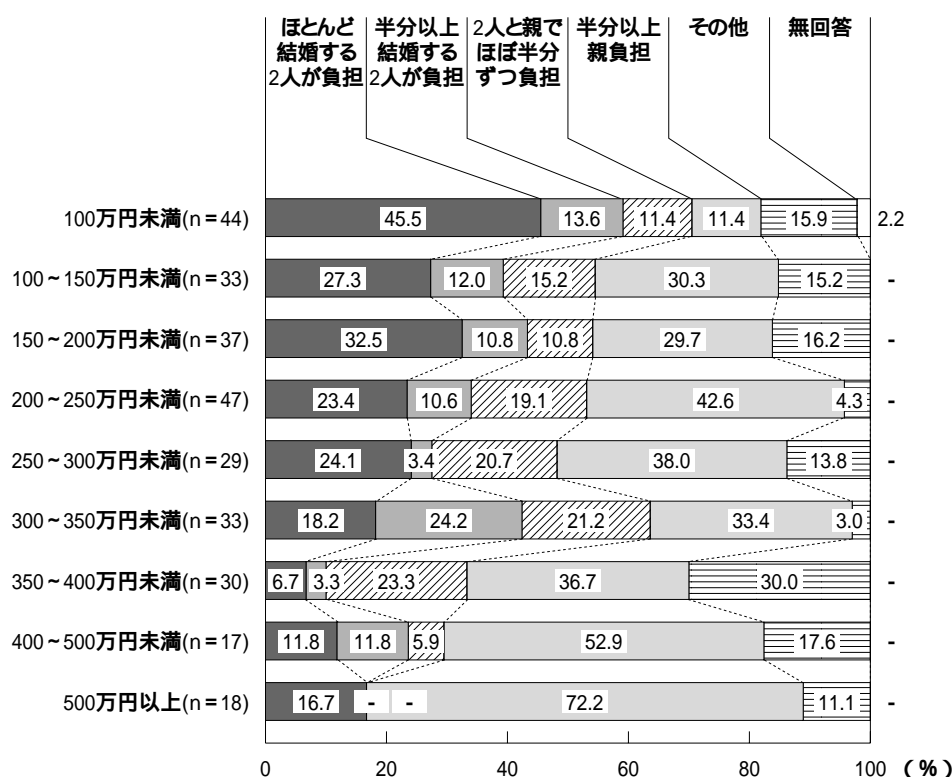
人との関係を保つ場であることに大きな変化はみられない。

すべての世代で9割以上の方が重視し、かつ婚姻期間が短いほど重視する人が多くなる傾向があった項目は、「自分の意向」「結婚相手の意向」である。

図表13 実質負担金額の負担者:既婚女性



図表14 結婚式の実質負担金額と負担者

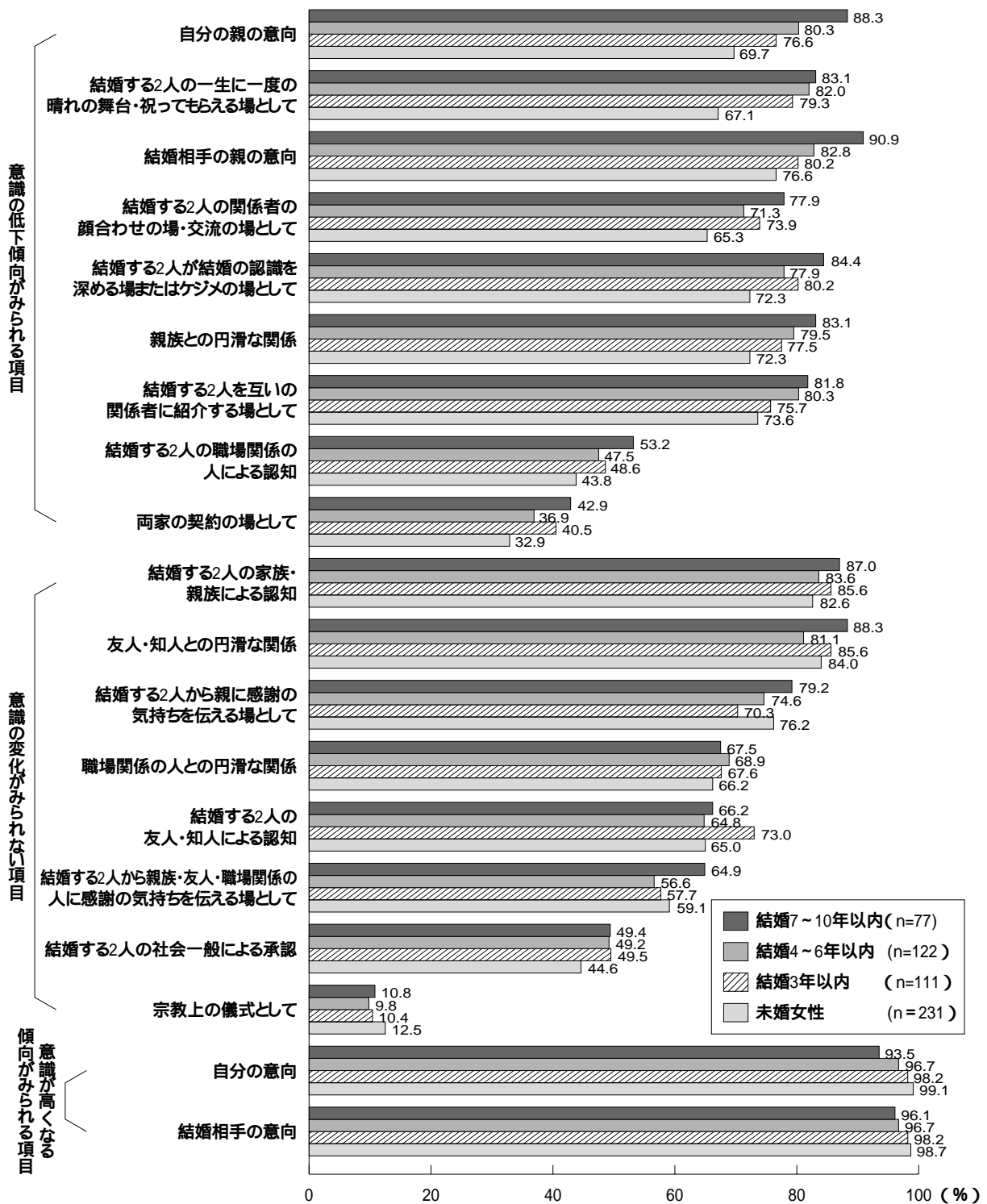


(3) 式なし婚と事実婚に対する意識

式なし婚に対する意識

式なし婚に対する意識は、未婚女性では
8割以上が共感できる(「非常に共感できる」)

図表15 結婚式において重視する(した)こと



注:図表7と同じ。「とても重視する」「まあ重視する」と答えた割合の合計

と「共感できる」の合計、以下同じ)と答えた。一方、既婚女性では7割以下にとどまった。未婚女性で共感する意識が有意に高い結果となった(図表16)。

次に、「共感できる」理由で既婚女性と未婚女性ともに最も支持したのは、「人の自由だから」で約9割(それぞれ89.4%、89.3%)を占めた(図表17-1)。次いで「経済的負担が大きい」が約7~8割(同73.1%、75.0%)、「簡単なパーティーで十分」が約半数(同46.6%、51.5%)の回答を得た。

一方、「共感できない」理由は、「一生に一度だから」が未婚女性で75.8%、既婚女性で66.7%と最も高かった(図表17-2)。次いで、「式は重要なもの」(それぞれ42.4%、55.6%)、「親にとって式は重要」(同30.3%、47.2%)が理由として高い回答を得た。「社会常識として当然」は、既婚女性・未婚女性ともに1割前後(同14.8%、9.1%)となった。

事実婚に対する意識

事実婚に対する意識についてみたものが図表18である。既婚女性・未婚女性ともに回答が集中したのは、「共感しないが、他人がそうするのはかまわない」で、それぞれ約4割から5割(55.8%、46.8%)を占めた。

次いで、「共感するが、自分はそうしたくない」が、既婚女性と未婚女性ともに約3割(32.9%、34.2%)であった。既婚女性と未婚女性でともに最も回答が少なかったのは、「共感しないし、他人がそうするのも好ましくない」であった。事実婚を自分自身のライフスタイルとしては受け入れられないが、他人がすることに対しては容認する、という意識を持つ現代女性が多いことがわかる。

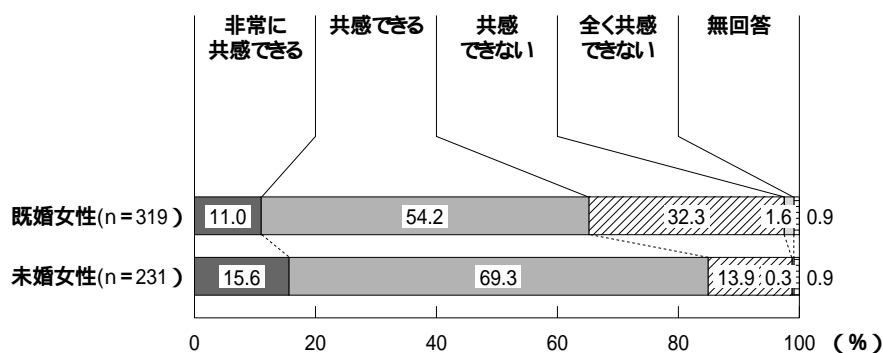
式なし婚と事実婚への意識

式なし婚と事実婚について、両者の意見の関連について現代女性全体においてクロス分析を行った結果を図表19に示した。

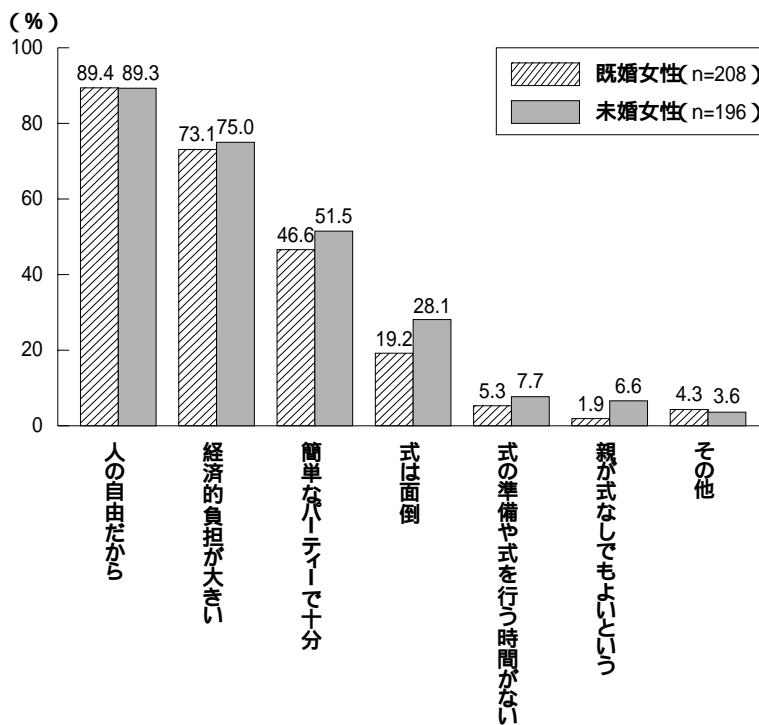
事実婚に対して「共感するし、自分もそうしたい」と答えた女性では、その約9割が式なし婚にも共感できると答えている。一方、事実婚に対して「共感しないし、他人がそうするのも好ましくない」と答えた女性では、「共感できない」と答えた割合が約半数(45.2%)に達しており、有意な差がみられた。

このことから、式なし婚を認める意識は、単なる慣習の否定や経済的理由などにとどまらず、婚姻届の提出に対する意識とも関連していると考えられる。

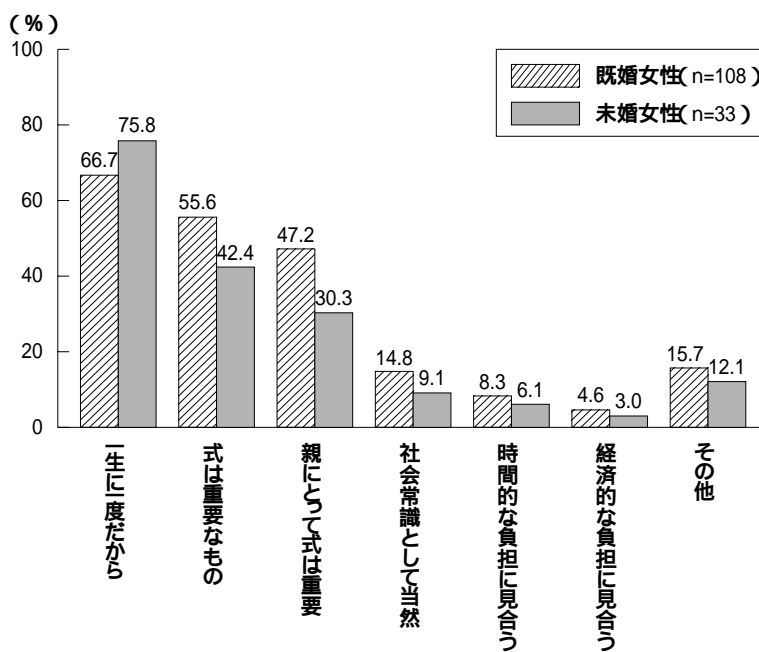
図表16 式なし婚について



図表17-1 式なし婚に共感できる理由(複数回答)



図表17-2 式なし婚に共感できない理由(複数回答)



4. 考察と結論

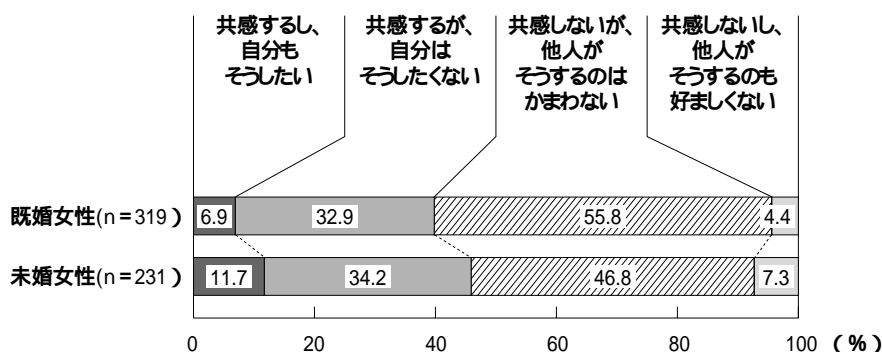
結婚における社会的承認は、婚姻届の提出と結婚式の実施によって成り立ってきた。しかし本稿では、そうした社会的承認に対する意識が変化してきているのではないかという仮説をもとに、アンケート調査の結果をみてきた。

今回の調査結果から、結婚式が挙式・披露宴中心型から仲人などの形式を必要としないパーティーに変化したことがわかった。Bicブライダル調査結果と同様に、結納は

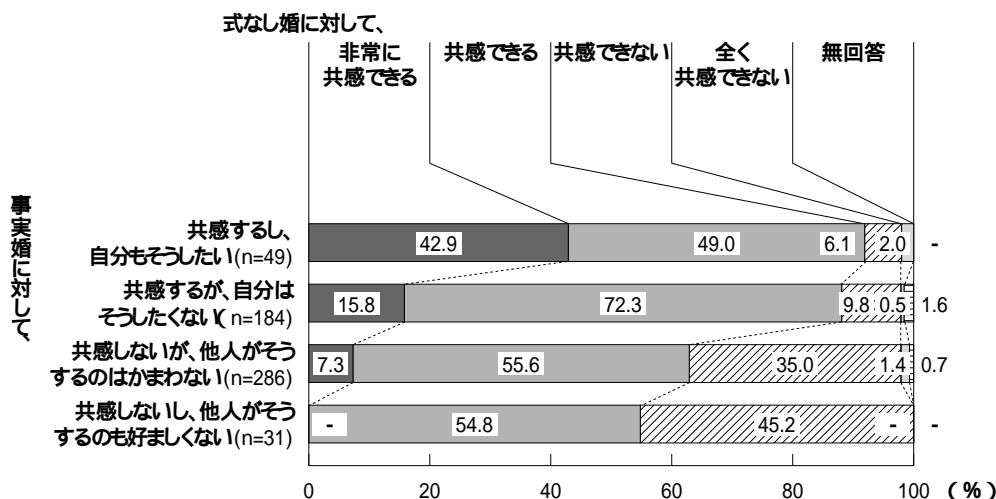
両家の顔合わせに取って代われ、仲人を立てる割合も低下傾向にあった。こうした結婚式にまつわる慣習の変化の要因としては、大きく2点がみられた。

まず、結婚式における支出費用が低下傾向にあったことから、結婚する2人が負担する(できる)割合が高まったことである。そして、結婚式における多様化を促した背景として、親のコミットメントが低下したことがある。今回の調査では、現代女性の意識から結婚式において重視する(した)項目をみた。その結果、結婚式において親の意向や親族との関係を重視する意識や結

図表18 事実婚について



図表19 事実婚と式なし婚への意識のクロス分析



婚式を両家の契約の場として重視する意識には最近結婚した女性ほど低下する傾向がみられた。一方、結婚する2人の意向をますます重視する傾向にあった。したがって、親の意向への配慮が低下する一方で、結婚式ではますます結婚する2人の意向が表面化してきている。

一方、先行研究で示したように、結婚観では多様化を認め、生活価値観では慣習にとらわれない意識や自分の考えを主張する傾向が浸透してきている。このような意識の変化を踏まえて、今回の調査では、式なし婚と事実婚の意識から結婚における社会的承認についてみてみた。式なし婚に対して、現代女性は共感を持つ傾向が非常に高かった。事実婚に対しては、共感しないと答えた女性の方が多かったが、その大半は他人がするのはかまわないという意識を持っていた。さらに、式なし婚と事実婚の意識には関連がみられ、事実婚に共感する

女性は、式なし婚に対しても共感する傾向があった。

以上から、結婚式の多様化を含めた慣習の変化は、単なる簡略化の傾向ではなく結婚における社会的承認に対する意識の低下の現れであることが示唆され、仮説はおおむね確認されたといえる。そして結納や結婚式、仲人などの習慣は、今後も結婚する2人の意向により、さらに失われていくと思われる。

最後に、本稿ではサンプル数の問題から、様々な属性による詳細な分析を進めることには限界があったことを付け加えておく。また、今回の調査は現代女性を対象としたものであり、社会全体の傾向として結婚における社会的承認に対する意識がどのようであるのかについては、さらなる検討の余地が残されている。

(研究開発部 研究員)

【注釈】

- *1 民法による規定とは、結婚年齢に達していること(731条)、重婚でないこと(732条)、待婚(再婚禁止)期間を経過していること(733条1項)、近親者でないこと(734条、735条、736条)、未成年者は父母の同意を得ること(737条)、婚姻届が行われること(739条)である。
- *2 そもそも仲人は、厳密な定義を行わなければ、それ以前にも存在した。明治中ごろには地主がその役割を担っていた。その後は、政治や選挙活動に従事する者が仲人の数を競うようになり、やがて職業化していったといわれる(神島 1969)。
- *3 結納と両家の顔合わせの違いについては、一般的には結納では結納式といわれるように結納道具の一式を用いて、両家の親および家族の立ち会いのもとにお金や物の交換が執り行われる。一方、両家の顔合わせとは、両家の関係者を招いての食事会のみとされることが多い。Bicブライダル(2000)の調査でもその記述はなく、今回のアンケート調査でも、この違いについて設問においては言及しなかった。
- *4 結婚式の費用に関する調査としては、三和銀行(1978~1998年)やゼクシィ(1994年~)もあげられる。調査対象者は、最新版のもので、Bicブライダルは主に全国のBicブライ

ダルで婚礼を決めた夫婦(その他も一部含む) ゼクシィ調査は全国の『ゼクシィ』読者、三和銀行は関東・関西の結婚した夫婦(東海も一部含む)となっている。

- *5 ちなみに、年間の出生率に占める婚外出生の割合は、1980年代後半は1.0%、1990年代前半は1.1%と変化しなかったが、1999年では1.6%となった。過去30年にわたって2.0%を超えてはいない(厚生省 2001)。
- *6 調査対象者は、全国の16歳から70歳未満の男女個人で調査方法は面接聴取法。1985年の回収数は1,448(回収率72.4%)。1996年の回収数は1,794(同71.8%)。
- *7 ただし、結婚時の親自身の経済的状況をたずねなかったことから、親の経済事情による影響については検証できていない。

【引用・参考文献】

(文献)

- ・赤堀三郎(2000)『結婚観の国際比較』佐藤博樹ほか編『社会調査の公開データ』東京大学出版会、227-240
- ・阿藤誠(1994)『未婚化・晩婚化の進展 その動向と背景』、『家族社会学研究』No.6、5-17
- ・神島二郎(1969)『日本人の結婚観』筑摩書房
- ・志田基与師・盛山和夫・渡辺秀樹(2000)『結婚市場の変容』盛山和夫編『日本の階層システム4 ジェンダー・市場・家族』東京大学出版会、156-176
- ・関口裕子ほか(1998)『家族と結婚の歴史』森話社
- ・姫岡勤(1976)『婚姻の概念と類型』大橋薫・増田光吉編『改訂家族社会学』川島書店、77-82
- ・廣嶋清志(1995)『結婚と出生の社会人口学』吉川弘之ほか『家族』東京大学出版会、21-57
- ・星野澄子(1989)『非婚と結婚 さまざまな生の選択』青木書店
- ・正岡寛司(1994)『結婚のかたちと意味』、『家族社会学研究』No.6、45-52
- ・宮田登(1999)『冠婚葬祭』岩波書店
- ・森岡清美・望月嵩(2000)『新しい家族社会学』培風館
- ・森下みさ子(1992)『江戸の花嫁』中央公論社
- ・湯沢雍彦(1994)『現代型結婚は成熟するか』、『家族社会学研究』No.6、29-36

(調査)

- ・経済企画庁(1992、1996)『国民生活白書』
- ・経済企画庁国民生活局編(1994)『家庭と社会に関する意識と実態調査報告書』
- ・厚生省大臣官房統計情報部(2001)『平成11年 人口動態統計』財団法人厚生統計協会
- ・厚生省(1998)『平成10年版 厚生白書』ぎょうせい

- ・国立社会保障・人口問題研究所(1999)『平成9年 第11回出生動向基本調査 第 報告書
独身青年層の結婚観と子ども観 』財団法人厚生統計協会
- ・国立社会保障・人口問題研究所(1998)『平成9年 第11回出生動向基本調査 第 報告書
日本人の結婚と出産』財団法人厚生統計協会
- ・財団法人生命保険文化センター(1987)『日本人の生活価値観 第2回・日本人の生活価値
観調査 』
- ・財団法人生命保険文化センター(1997)『日本人の生活価値観 第4回・日本人の生活価値
観調査 』
- ・ゼクシィ(2000)『結婚トレンド調査2000』リクルート
- ・総務庁統計局(1997)『我が国人口の概観』財団法人日本統計協会
- ・総理府内閣総理大臣官房広報室(1999)『少子化に関する世論調査』
- ・Bicプライダム(2000)『BB白書』